

## 流山市保育料徴収規則の改正（案）に係るパブリックコメント手続きの実施について

### 1 目的

平成27年4月1日から「子ども・子育て新制度」がスタートすることに伴い、流山市保育料徴収規則を改正するに当たって、パブリックコメントを行い、市民等の意見等を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して、規則改正に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するもの。

### 2 趣 旨

- ・「子ども・子育て新制度」における利用者負担額（保育料）は、子ども子育て支援法第27条第3項第2号により、政令で定める額を限度として市町村が定めることとされている。
- ・世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、流山市の保育料（案）を定めるため、流山市保育料徴収規則を改正することとした。
- ・政令は、国の予算編成に伴い公布される予定。
- ・現時点では、国は利用者負担をイメージとして公表してるが、修正が生じる場合がある。
- ・改正案では、「子ども・子育て新制度」により施設給付型へ移行する幼稚園（認定子ども園幼稚園機能を含む）の保育料も定める。
- ・市内の私立幼稚園10園は、平成27年4月1日には、施設給付へ移行しないため、保育料は各園が定める。
- ・公立幼稚園は、現在と同額の保育料を納めていただく。

### 3 内 容

子ども・子育て支援新制度における保育料について

#### (1) 保育料の構造（国の考え方）

##### ① 幼稚園（1号認定子ども）

- ・国が定める基準は、保育料の全国平均額から就園奨励補助金を控除した金額で利用者負担（保育料）が設定されている。

② 保育所（２号・３号）

- ・新制度では保育所の保育料を決定する算定根拠となる税額は、所得税額から市民税額へ変更される。

（２）子ども・子育て支援新制度における流山市の保育料の考え方

新制度の保育料（案） 別紙のとおり

① 基本的な考え方

- ア 幼稚園（施設給付型幼稚園・認定子ども園幼稚園機能を含む）
- ・国の政令で定める額から流山市私立幼稚園園児補助金相当額を減額した額を基本とする。
  - ・給食費については、新制度の施設型給付に移行しない私立幼稚園利用者との整合性を考慮して、私立幼稚園の実費徴収とする。
- イ 保育所（地域型保育事業・認定子ども園保育所機能を含む）
- ・所得階層区分の税額を市民税額とする。
  - ・現行制度の保育料の水準を基本とする（応能負担）。ただし、所得税額（累進課税）から市民税額（一律課税）へ移行するため、所得の高い世帯の階層区分を２階層圧縮する。
  - ・保育標準時間と保育短時間の保育料の差額は、国と同様に  
▲ 1. 7%とする。
  - ・認定区分（２号・３号給付）ごとに、施設・事業の種類を問わず、同一の料金表とする。
  - ・２号認定の主食代については、国の考え方では、利用者負担額とは別に徴収する必要がある、子育て世帯への配慮から徴収しないこととする。